相楽郡広域事務組合規則第６号

相楽郡広域事務組合嘱託職員の任用の特例に関する規則

相楽郡広域事務組合嘱託職員の任用の特例に関する規則を次のように定める。

相楽郡広域事務組合嘱託職員となることができない年齢は、平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの間（以下「特例期間」という。）において、相楽郡広域事務組合嘱託職員取扱規則（平成１０年１０月制定）の規定に関わらず、満６７歳に達した年度末とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

（この規則の失効）

２　この規則は、平成３０年３月３１日限り、その効力を失う。